



11月11日～17日は 税を考える週間です

税務課市民税係 ☎ 0824-73-1146

他の補助金と同様に新型コロナウイルス感染症関連支援制度についても申告が必要な場合があります

減収補填^{ほてん}や経費補填^{ほてん}を目的とする給付金・助成金・補助金など（以下「給付金」）は課税対象となります。ただし、事業所得などに区分される給付金については、給付金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた所得が赤字となる場合は、所得税および住民税の負担は生じません。

また、一時所得に区分される給付金については、50万円の特別控除が適用されるため、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り課税対象になりません。

資産に加えられた損害に対する賠償金・相当の見舞金や、心身に加えられた損害に対する賠償金・相当の見舞金については非課税となります。非課税所得となる主な給付金は次のとおりです。

(1) 支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）



(2) 新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの

- ・特別定額給付金（1人10万円）（新型コロナ税特法4条1号）
- ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）



(3) 所得税法が非課税の根拠となるもの

- ▶学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ・学生支援緊急給付金
- ▶心身または資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）
 - ・低所得の「ひとり親世帯」への臨時特別給付金
 - ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金



11月は、
国民健康保険税5期、介護保険料6期、後期高齢者医療保険料5期の納付月です。
〔納期限 11月30日(月)〕

- ◇「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。
- ◇納付で困っていることがあれば、収納課または各支所市民生活係にご相談ください。

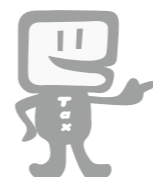
次回予告 「償却資産申告について～固定資産税～」の予定です。

税を考える週間

テーマ「くらしを支える税」

国税庁は、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、ホームページに特設ページを設け、さまざまな取り組みを紹介しています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁 | で 🔍 検索



税務署からのお知らせ

■「税を考える週間」のイベントの開催

「中学生の税の作文・習字」「小学生の税に関する絵はがきコンクール」「小・中学生の税の標語」の作品展示を右欄の日程で行いますので、ぜひご来場ください。

■来署による相談の事前予約

税務署への来署による相談は、十分な相談時間をもって対応するため、事前に電話予約をお願いします。

☎ 0824-72-1001（音声ガイダンスに従い、「2」を選択してください。）

小中学生の租税作品展示

- ① ショッピングセンタージョイフル2階
11月11日～11月17日
- ② 本庁舎市民ホール
11月19日～11月25日
- ③ 口和支所
11月27日～12月3日
- ④ 高野支所
12月7日～12月10日
- ⑤ 比和支所
12月14日～12月17日
- ⑥ 西城支所
12月21日～12月25日
- ⑦ 東城支所
1月4日～1月8日
- ⑧ 総領保健福祉センター
1月13日～1月19日

※①と②は土・日曜日・祝日もご覧いただけます。

令和2年分の申告に向けて、農業収支計算書の準備をお願いします

農業所得の申告（確定申告または個人住民税の申告）を行うためには、総収入金額から必要経費を差し引いて計算する「収支計算」が必要です。申告相談にお越しいただく際は、相談を円滑に進めるため、収支計算を先に済ませておいてください。（月別集計表などの用紙は市役所にあります）

個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金についても申告が必要です

個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は、雑所得または一時所得の対象となります。生命保険会社などから届く証明書を持参し、確定申告または個人住民税の申告をしてください。ただし、経費が収入を上回る場合は、雑所得・一時所得の申告は不要です。